

報告第十一号

地方自治法第七十九条第一項の規定に基づき専決処分した杉並区教育委員会
教育長の給料の特例に関する条例の報告及び承認について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定に基づき、平成
二十年八月二十日、杉並区教育委員会教育長の給料の特例に関する条例を次のとおり専決
処分したので、同条第三項の規定に基づき報告し、その承認を求めらる。

平成二十年九月十二日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区条例第二十七号

杉並区教育委員会教育長の給料の特例に関する条例

杉並区教育委員会教育長の給料の月額は、この条例の施行の日から平成二十年九月十九
日までの期間に係るものに限り、杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務
条件に関する条例（昭和五十四年杉並区条例第十八号。以下「条例」という。）第二条の
規定にかかわらず、同条に規定する月額からその二分の一に相当する額を減じて得た額と
する。ただし、条例第三条に規定する手当の適用については、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。